

序 章

1 計画作成の背景と目的

本市は埼玉県北部に位置し、市の北には利根川、南には荒川が流れ、市域にはこの二大水系に属する中小河川や用排水路が流れる肥沃な土地が広がっています。

本市は先人の郷土愛とたゆまぬ努力によって、恵まれた自然と輝かしい歴史を大切に受け継いできました。市内には、国宝の金錯銘鉄剣等が出土した特別史跡の埼玉古墳群、国指定史跡の南河原石塔婆、忍藩10万石の拠点であった忍城跡、日本一の生産量を誇った足袋産業の栄華を伝える足袋蔵など、古代から近代に至る数多くの文化財が残されています。平成29年(2017)の日本遺産「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」認定を契機に、文化財を観光振興や歴史的景観に活かすまちづくりへの取組の重要性が増してきました。

現在、本市では行田市基本構想を中心とした様々な分野における計画が策定・実施されています。文化財の保存と活用のための様々な取組は、歴史文化の継承とそれを活かしたまちづくりを主題としており、中長期的な視野のもと、本市の他の計画と取組ごとに有機的なつながりをもって事業を進めていくことが重要です。

また、多くの地方都市と同様に、本市においても少子高齢化や人口減少が進んでおり、地域のコミュニティ意識の希薄化が危惧されています。そうした状況は、文化財を守る担い手の不足や、歴史文化への関心の低下、郷土意識の低下、文化財の滅失及び散逸をもたらしかねず、さらに文化財を守り伝えてきた担い手の世代交代によって、地域で暮らす人々と文化財との結びつきが薄れていく懸念があります。大規模地震や、気候変動により激甚化の傾向がある豪雨などの自然災害に備える「文化財の防災」や、人為的な汚破損、盗難の被害に備える「文化財の防犯」についても改めて対策を講じなければいけません。さらに、このような地域事情の変化を背景として、文化財を積極的に活用して、新たなまちづくりや地域活性化につなげることへの期待は今後も高まっていくと考えられます。

国は、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことを目的として、文化財保護法(以下「法」という。)を改正して、平成31年(2019)4月に施行しました。改正法では、地域における文化財の総合的な保存・活用の促進、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し、地方における文化財保護行政に係る制度の見直しが規定されました。文化財の計画的な保存・活用の促進において、都道府県は域内の文化財の保存・活用の基本的な方向性・方針などを示す大綱を策定できるようになり、市町村は大綱を勘案しつつ、文化財の保存・活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を受けることができるように定められました。

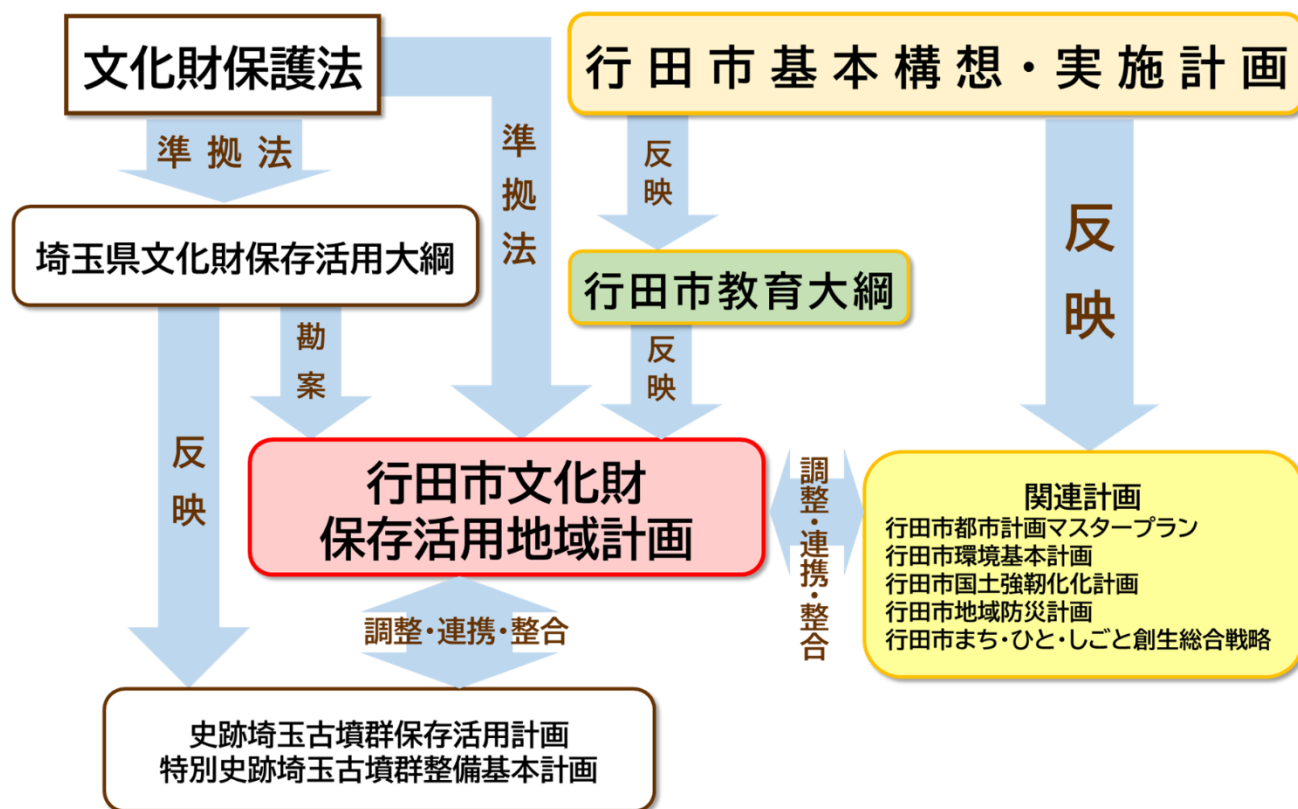
埼玉県は、令和2年(2020)3月、すべての県民が地域の文化財等と触れ合う機会を増やし、その価値を知って地域に愛着と誇りを深めるとともに、地域総がかりで文化財の適切な保存・活用の促進を目指し「埼玉県文化財保存活用大綱」を作成しました。

国・埼玉県の動向を鑑みて、本市は、文化財に関する現状を分析し、浮かび上がった課題を克服し、適切な文化財の保存と活用を行うことを目的として行田市文化財保存活用地域計画（以下「本計画」という。）を作成しました。本計画は、本市全体の様々な文化財を総合的・一体的に保存・活用し、豊かな暮らしと未来をひらくための基本方針と行動計画です。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第183条の3に位置づけられた文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画であり、令和2年（2020）に策定された「埼玉県文化財保存活用大綱」を勘案して作成しました。さらに「行田市基本構想・実施計画」や「行田市教育大綱」を反映させるとともに、本市の歴史文化に関わる様々な分野の個別計画との調整、連携及び整合を図ります。

本計画は、文化財の保存・活用の長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な措置を記載するアクションプランの両方を担うものとなります。



本計画の位置づけ

3 計画作成について

(1) 作成の経過

本計画は、令和3（2021）年度から作成準備を進め、令和4（2022）年度に文化財保存活用地域計画協議会を立ち上げて作成作業に入りました。令和4～6（2022～2024）年度に文化庁の地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画作成）の採択を受けました。主な作成の経過は以下の通りとなります。

令和	期日	項目	備考
3 年度	12月10日(金)	行田市文化財保存活用地域計画開始	
	3月18日(金)～	市民アンケート実施	3000人対象 回答623通(回収率20.8%)
4 年度	4月1日(金)	行田市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱施行 令和4年度地域文化財総合活用推進事業 (文化財活用地域計画作成) 採択	
	5月1日(日)	会計年度任用職員2名雇用	文化財の現状把握等 実施計画作成に関わる業務に従事
	7月23日(土)	オープンハウス式 市民説明会 第1回「みんなでまなぼう 地域の文化財」	場所: 星河公民館
	8月28日(日)	オープンハウス式 市民説明会 第2回「みんなでまなぼう 地域の文化財」	場所: 埼玉公民館
	9月1日(日)	行田市文化財保存活用地域計画協議会委員 委嘱	～令和6年8月31日まで
	9月21日(水)	令和4年度第1回行田市文化財保存活用地域計画協議会 開催	会長・副会長選出 計画作成の基礎的部分を確認
	9月25日(日)	オープンハウス式 市民説明会 第3回「みんなでまなぼう 地域の文化財」	場所: 忍・行田公民館
	9月29日(水)	文化庁 協議	場所: 文化庁 協議段階での内容について助言と質疑
	2月18日(土)	第1回ワークショップ 「行田市文化財保存活用地域計画をつくるために-」開催	地域に残る文化財を素材として ストーリーを組むワークを実施
	2月25日(土)	第2回ワークショップ 「行田市文化財保存活用地域計画をつくるために-」開催	場所: 行田市郷土博物館
	2月1日(水)	令和4年度第2回行田市文化財保存活用地域計画協議会 開催	計画作成の進捗確認と質疑・提言
	3月15日(水)	令和4年度第3回行田市文化財保存活用地域計画協議会 開催	計画作成の進捗確認と質疑・提言 令和5年度のスケジュール確認
	3月29日(水)	文化庁 協議	場所: 文化庁 協議段階での内容について助言と質疑
5 年度	4月3日(月)	令和5年度地域文化財総合活用推進事業 (文化財活用地域計画作成) 採択	
	7月8日(土)	みんなでまなぼう 地域の文化財シンポジウム 開催	講師: 成城大学文芸学部教授 小島 孝夫氏 埼玉大学名誉教授 田村 均氏 本市文化財保護課 中島 洋一氏
	10月1日(日)	行田市文化財保存活用地域計画協議会設置要綱 一部改正	教育委員会組織改編のため
	1月25日(木)	文化庁 協議	場所: 文化庁 協議段階での内容について助言と質疑 認定申請へ向けてのスケジュール確認
	3月1日(金)	文化庁 協議	場所: 文化庁 協議段階での内容について助言と質疑 認定申請へ向けてのスケジュール確認 現地視察の打ち合わせ
	3月26日(火)	令和5年度第1回行田市文化財保存活用地域計画協議会 開催	計画作成の進捗確認と質疑・提言 認定申請へ向けてのスケジュール確認
	3月29日(金)	文化庁調査官による現地視察	調査官1名 計画作成への助言と市内文化財の視察
6 年度	4月1日(月)	令和6年度地域文化財総合活用推進事業 (文化財活用地域計画作成) 採択	
	5月22日(水)	文化庁 オンライン協議	協議段階での内容について助言と質疑 認定申請へ向けてのスケジュール確認
	8月26日(月)	令和6年度第1回行田市文化財保存活用地域計画協議会 開催	計画作成の進捗確認と質疑・提言 認定申請へ向けてのスケジュール確認
	3月26日(水)	令和6年度2月定例教育委員会	市民意見の募集(パブリックコメント)を報告
	2月10日(月)～ 3月11日(火)	市民意見の募集(パブリックコメント)募集	
	3月17日(月)	令和6年度第2回行田市文化財保存活用地域計画協議会 開催	市民意見の募集(パブリックコメント)結果に ついて報告 計画(案)を承認
	3月19日(水)	令和6年度第3回行田市文化財保護審議会開催	計画(案)について意見聴取
	3月26日(水)	令和6年度3月定例教育委員会	
		「行田市文化財保存活用地域計画」 認定申請	
7 年度		「行田市文化財保存活用地域計画」 認定 前期計画開始	

(2)行田市文化財保存活用地域計画協議会

法第183条の9の規定に基づいて設置された、本計画の作成及び実施に関わるることについて協議し、資料の提供・意見の表明・説明その他必要な協力をする協議会です。文化財に関係する機関又は団体の代表者・歴史及び文化財についての有識者・商工及び観光に関わる機関又は団体の代表者・本市の関係部局職員・公募した市民・及び県文化財主管課で構成しています。本計画は、以下の協議会委員より意見を聴取し、作成しました。

行田市文化財保存活用地域計画協議会	
委員氏名	所属
小島 孝夫◎	成城大学文芸学部教授
田村 均	埼玉大学名誉教授
宮本 伸子	ものづくり大学参事
飯田 徹	埼玉県文化財・博物館課
野中 仁	埼玉県立さきたま史跡の博物館
小巻 政史	行田商工会議所
山本 栄治	南河原商工会
竹井 裕実	一般社団法人行田おもてなし観光局
前原 真一	行田市自治会連合会
坂西 哲	公募市民
板垣 時夫	行田市文化財保護審議会
大山 能則	行田市郷土博物館協議会
清水 威男	行田市郷土博物館友の会
寺田 定弘	都市計画課
五十嵐 章五	商工観光課
大野 三佳	教育指導課
鈴木 紀三雄	郷土博物館

※令和7年3月現在 ◎委員長

(3)行田市文化財保護審議会

本計画を含め、文化財の保存・活用に関する事項について教育委員会の諮問に応じて、調査・審議を行う審議会です。文化財についての有識者で構成しています。法第183条の3第3項の規定に基づき、本計画は、以下の審議会委員より意見を聴取し、作成しました。

行田市文化財保護審議会	
委員氏名	所属
福島 伸悦◎	長光寺住職
向井 隆盛	教育研究会
水口 由紀子	埼玉県立さきたま史跡の博物館
三島 摩耶	樹木医・三島造園(有)
重田 正夫	元埼玉県立文書館副館長
田中 恵二	行田書道人連盟事務局長
中野 万紀子	ものづくり大学非常勤講師
石島 きく江	太田小学校教諭
板垣 時夫	元白岡市生涯学習課長
関 義則	国士舘大学非常勤講師

※令和7年3月現在 ◎委員長

4 計画期間

本計画の計画期間は、中長期的な視点を持つことを重視し、令和7(2025)年度～令和16(2034)年度の10年間とします。令和7(2025)年度～令和10(2028)年度を前期、令和11(2029)年度～令和13(2031)年度を中期、令和14(2032)年度～令和16(2034)年度を後期とします。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)
前 期				中 期			後 期		

5 本計画で対象とする「文化財」・「歴史文化」の定義

本計画で保存・活用の対象とする「文化財」、「歴史文化」について、次のとおり定義します。

「文化財」は、法で、「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」の6類型に加えて、土地に埋蔵されている文化財(主に遺跡といわれている場所)である「埋蔵文化財」と、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能である「文化財の保存技術」とされています。この「文化財」の中には未指定のものが含まれています。

本計画で対象とする「文化財」は、法で示されている内容に加えて、法の定義に当てはまらない、一般的な道路や建物がつくる風景(「水城公園」や「古代蓮の里」などの風景)や昔話、地名の由来など本市で地域固有の歴史を語る上で欠かせない、市民が守り伝えていきたいと思う有形・無形のモノ・コトなどを含めた言葉として使用します。

「歴史文化」は、文化庁パンフレット「地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画－歴史文化で魅力ある地域へ－」が示す、環境を総体的に把握した概念を表す言葉として使用します。